

法制

FISGの施行：最も重要な変更点

2021年6月4日（和訳掲載：2022年6月20日※）

ワイヤーカード社のスキャンダルを受けて、連邦財務省ならびに連邦司法・消費者保護省は2020年10月26日に金融市場の健全性を強化するための共同法案を公表しました。これに続き、2020年12月16日には「金融市場公正性強化法（以下「FISG」）」の政府草案が作成されています。これを受け、連邦議会はFISGを財政委員会の決議勧告版で2021年5月20日に可決、2021年5月28日に承認しました。FISGの施行は2021年7月1日の予定です。この新しい規制の目的は、多大な打撃を受けたドイツ金融市場の信頼性を回復することであり、そのために不正会計対策に加え、監査役や経営管理組織に関する要件も強化されることになります。

主な内容・目的

1. 内部統制システムの強化

この草案は、適切で実効性のある内部統制システムと、それに対応するリスク管理システムの設置を上場会社に対して明確かつ法的に義務付けるために、ドイツ株式会社法（以下「AktG」）第93条の改正と補足を定めるものとされています。ここで明示されたのは、内部統制システムには、事業活動における実効性および経済効率性の確保、会計における規則性の確保、ならびに関連する法的な規定の遵守のための原則、手順および措置が包括されるという点です。また、リスク管理システムとリスク早期発見システムの関係を重視し、取締役会は、リスク管理システムを設置している場合、通常はリスク早期発見システムの設置の義務も果たさねばならないことが明示されています。つまり、今後、適切で実効性のある内部統制システムならびにリスク管理システムの設置は、取締役会の経営判断に委ねられるものではなくります。企業の事業活動範囲やリスク状況に応じた具体的なシステムの整備は、上場企業の取締役会の義務となるのです。

非上場会社の取締役会については、そのようなシステム設置の義務は、引き続き善管注意義務に基づいて負うものとなります。

2. 監査役会に関する変更点

社会的に影響の大きい企業（PIE）については、監査委員会の設置が義務付けられます。この規制は、会計処理および財務諸表監査における監査役会の重要性を考慮に入れることを目的としています。この監査委員会は、会計監査人の選定や独立性だけでなく、監査の質についてもモニタリングしなくてはなりません。したがって、監査委員のうち、少なくとも1名の委員は会計分野の専門知識を有し、もう1名の委員は監査分野の専門知識を有している必要があります。監査役会が3名のみで構成されている場合、監査役会は同時に監査委員会である、とみなされます。

さらに、監査役会の情報収集機能が強化されます。今後、監査役会は、その任務に関連する部署の責任者に対して直接に情報提供を求める権利が与えられます。加えて、監査役会が財務諸表の監査人と監査に関する意見交換を希望する場合は、執行役はこの会議に参加しないことが明示されています。ただし、監査役会が執行役の参加を必要と考えた場合は、この限りではありません。

3. バランスシート管理手順の変更

バランスシート管理の透明性と効果を高めるためには、その手続を、より権限ある手順へと改変する必要があると考えられました。この目的のために法案では、ドイツ連邦金融監督庁（以下「BaFin」）の権限が拡大されています。貸借対照表に違反の疑いがある場合、BaFinは上場企業に対して権限を持って直接かつ即座に行動できる立場になければならないと立法者は考えているのです。したがって、BaFinには、すべての上場企業に対して、第三者から情報を入手する権利、ならびにフォレンジック監査の実施可能性、バランスシート管理における対処についての情報を、従来よりも早期に公表する権利などを含む、監査権が付与されます。

4. 監査人の独立性の強化、責任限度額の変更

加えてこの法案には、外部監査人の独立性強化の側面も含まれています。上場会社の外部監査人の10年交代制や、監査とコンサルティングの同時提供の禁止などを通じて、監査人の独立性を強化することが、法案には盛り込まれているのです。さらにPIEについては、監査担当責任者のローテーション期間は5年へ短縮される予定です。また、外部監査人の職業上の義務である批判的機能の要件が具体的に示され、職業的専門家としての義務を怠った場合の罰金の範囲が拡大されます。そして、この監督機能の強化のため、ドイツ経済監査士会議所（WPK）と決算監査人監査局（APAS）の権利は特定の領域で強化される予定です。

監査人の質を高めるため、監査人の民事責任も大幅に厳格化されます。重過失と軽過失とに区別され、具体的には以下のように厳格な内容となる見込みです。

- ・ 上場会社ではなく、自己資本規制が適用される金融機関（CRR信用機関）および保険会社の監査における、重過失に対する責任限度額は32百万ユーロ、軽過失に対しては4百万ユーロ
- ・ PIEに該当しない企業の監査における、重過失に対する責任限度額は12百万ユーロ、軽過失に対しては1.5百万ユーロ
- ・ 上場会社の監査においては、重過失に対しては無限責任、軽過失に対する責任限度額は16百万ユーロ

反応

様々な職業団体や専門機関がFISGの内容についての見解を示しています。要約すると、ワイヤーカード社のような事件を将来にわたって最善の方法で防止するために、統治システムの総体的な改善、これに加えて、企業統治、監査および政府監督の間での相互作用は歓迎に値する、と見られていると言えるでしょう。また、監査の質の向上も概ね認められている様相です。そして、適切で実効性のある内部統制システムおよびリスク管理システムの設置についての法的な明確化は、BaFinの権限の拡大と併せ、ポジティブなものであると強調する見解が見受けられます。

一方で、責任の強化は監査の質の向上にはつながらず、むしろ中小企業の監査人の締め出しに帰結しかねない、という批判もあり、さらに、最長10年という期間は市場の集中化を促進してしまうとの懸念の声も上がっています。コンサルティングと監査の分離に関しては、厳格化は不必要と捉えられています。ワイヤーカード事件が引き金となったFISG発動と同時提供の問題には因果関係が見いだせないと言えるからです。締めくくりとして、法案に明示されていた統治要件、特に統治管理システムに関しては、一部不明瞭で、策定が不十分との批判があることを述べておきます。

※ 本記事は、過去に当法人ホームページにドイツ語で掲載した記事を和訳、編纂したものです。原文は[こちら](#)をご参照ください。

担当者



Dr. Frank Hülsberg
Partner
T +49 211 9524 8527
M +49 172 1598840
E frank.huelsberg@de.gt.com



井上 広志
シニアマネジャー | ジャパンデスク 部門長
電話 +49 211 9524 8543
携帯 +49 172 4004599
hiroshi.inoue@de.gt.com

